

随意契約の契約状況表

(福祉保健部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の 所在地及び名称	契約金額 (単位：円)	地方自治 法施行令 第167条の 2第1項中 の号	随意契約の理由
1	保健予防課	新型コロナウイルス ワクチン接種セン ター大分こども病院 会場誘導サイン等撤 去・差替業務委託	令和6年3月5日	大分市王子中町6番42 号 有限会社ヤマシタ広告 社	715,000	2号	本委託業務は、本市運営の新型コロナウイルスワクチン接種センター大分こども病院会場の運営終了に伴い、設置した表示看板等の撤去を行うものである。また、大分こども病院所有の表示看板等に施工を施したものについては、原状回復となるように差し替えを行うものである。本業務の履行のためには、大分こども病院の表示看板等を熟知し、調整、区別を行う必要がある。そのため、大分こども病院の案内・誘導サイン等を作成、管理している有限会社ヤマシタ広告社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約にて施行いたしたい。
2	障害福祉課	福祉総合システム改 修業務委託(障害者 総合支援制度改正1 次及び2次リリース対 応)	令和6年3月4日	日本電気㈱大分支店 大分市東春日町17-19	12,961,025	2号	本業務では、福祉総合システムにおける既存のソフトウェアの変更を行う必要があるが、このソフトウェアの設計・開発に係る情報は、システム開発業者が独自に開発したもので、開発業者以外には公開されていないプログラムで構成されており、他者は当該ソフトウェアに係る知識や情報、ノウハウを有していない。したがって、業務の履行が可能な者は、当システムを設計・開発し、プログラム作成を行った業者である日本電気㈱に限られる。
3	障害福祉課	大分市障害福祉サー ビス指定事業者等管 理システム及び障害 児施設管理システム 改修業務委託	令和6年3月18日	㈱佐賀電算センター 佐賀市兵庫町大字藤木 1427番地7	1,698,400	2号	本事業は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び一般相談支援事業者の指定業務並びに指定障害児通所支援事業所者の指定業務について、事業者の指定、事業者情報の台帳管理等の業務を遂行するためのシステムを導入し、保守管理を行うものである。 ㈱佐賀電算センターは、これまでも大分県を始め多くの県において納品し、利用実績を有していたため、本市でも、平成24年4月から本システムを導入したところである。 システムの保守管理業務を委託するにあたり、本市を含め多くの県において、今までの保守管理の実績が十分であること、また、各市町村に指定の情報を提供するためには、大分県との情報交換をスムーズに行えること、さらに、事業所データの国保連への受け渡しは、中核市から都道府県を通して送付されることになるため、大分県と互換性があるシステムを導入することが最適であることから、㈱佐賀電算センターと随意契約するものである。
4	健康課	妊産婦に係る健康診 査等事業委託(県外 医療機関追加分)	令和6年2月1日	山口県周南市三番町1 丁目12番 医療法人社団 諄友会 田中医院	6,800,000	2号	妊産婦に係る健康診査等事業は、母子健康手帳に添付の妊婦健康診査等受診票によって行うべき専門性の高いものであり、里帰り先で受診する妊産婦健康診査等を対象とするため県外の医療機関が契約相手となり、随意契約とするものである。 ※単価契約 ¥2,500～¥15,200(7項目)
5	健康課	妊産婦に係る健康診 査等事業委託(県外 医療機関追加分)	令和6年3月1日	愛知県名古屋市長和区 川名山町56番地 社会福祉法人聖霊会聖 霊病院 長崎県佐世保市光月待 ち1-23 医療法人TOGつきやま 産婦人科	6,800,000	2号	妊産婦に係る健康診査等事業は、母子健康手帳に添付の妊婦健康診査等受診票によって行うべき専門性の高いものであり、里帰り先で受診する妊産婦健康診査等を対象とするため県外の医療機関が契約相手となり、随意契約とするものである。 ※単価契約 ¥2,500～¥15,200(7項目)
6	長寿福祉課	介護台帳LIGHTシス テム改修業務委託	令和6年3月1日	大分市新川西一丁目3 番15号 大分交通株 式会社	1,980,000	2号	介護台帳LIGHTシステムの取り扱い、維持管理を行っており、当該システムについて、最も熟知・精通し、瑕疵なく改修を行うことが可能なため、随意契約を行う。
7	長寿福祉課	令和6年度制度改正 に伴うシステム改修 業務委託	令和6年2月1日	大分市東春日町17番 58号 富士通Japan株式会社 九州南部公共ビジネス 部	13,200,000	2号	介護保険システムの改修においては開発及び初期設定等を手掛け、また引き続き本市への適用支援を行っており、当該システムについて最も熟知・精通し、瑕疵なく改修を行うことが可能な(他業者での当該システムの改修は不可能と考える)ため、随意契約を行う。
8	生活福祉課	生活保護システム改 修業務委託(被保護 者調査に関する調査 項目の追加等対応)	令和6年3月8日	秋田市南通築地15番 32号 北日本コンピューター サービス(株)	1,179,200	2号	生活福祉課で運用している生活保護システムは、「北日本コンピューターサービス株式会社」とシステム開発及びシステム保守等、システムを運用するために必要な事項について電算業務委託契約を締結している。 今回、令和6年4月より被保護者調査に関する調査項目の追加等に対応するため、現行システムの改修が必要となるが、改修を行うことが出来るのは、開発業者しかいない。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定に基づき随意契約を締結いたしたい。